

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

高崎市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 旧高崎地域

(1) 現況

本地域は、都市地域と農村地域が共存しており、地域内の多くが平野部であることから、平らな地形を生かしながら米麦や野菜などの環境に配慮した持続性の高い農業生産活動が展開されている。

近年、農村地域も非農業者との混住化が著しく進行しているため、農村環境を保全すべく、農業者及び地域住民が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業を推進し、農村環境を保全するため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 倉渕地域

(1) 現況

本地域は、山林の面積割合が高い山間地帯であり、環境に配慮した持続性の高い農業の推進を行なっている。烏川が地域の中央を流れ、川沿いの低地と兩岸の段丘に耕地や集落が散在している。

農産物は地形や気象条件を利用した雨除けほうれんそう・トマト、みょうがや傾斜を利用したワラビ、タラの芽など山菜栽培が行われている。

現在、農業者の高齢化や担い手不足により耕作面積の減少が懸念されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進し、担い手不足・耕作放棄地防止に大きな役割を果たす、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 榛名地域

(1) 現況

本地域は、榛名山南麓に位置し、地形を生かした梨や梅などの果実の生産が盛んであるほか、川沿いの平野部では米麦など多種多様の農業生産活動が展開され、環境に配慮した持続性の高い農業の推進を行なっている。

近年、山間地を中心に農業者の高齢化や後継者不足が著しく進行しており、農村環境を保全することが難しくなることが想定されるため、農業者及び地域住民が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進し、豊かな自然環境の保全に大きな役割を果たす、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4 箕郷地域

(1) 現況

本地域は、榛名山南麓に位置し、北部は梅林が広がり梅の生産などを中心として発展しており、南部には緩やかな勾配をもった農地が広がっている。本地域では環境に配慮した持続性の高い農業の推進を行なっている。

梅の特産化に成功し梅の里として定着しているが、担い手の減少などが危惧される。

梅をはじめとする特産品加工や販売、地域との連携による生産体制づくりを進めていくことが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進し、特産品の生産を促進することにより、地域との連携による生産体制づくりを進めるため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5 群馬地域

(1) 現況

本地域は都市の近郊農村地域であり、地域内の多くが平野部であることから、平らな地形を生かしながら、米麦や露地野菜などの農業生産活動が展開されている。

近年、地域内の人口が著しく増加し、大規模住宅地等の都市化が進行しているため、農村環境を保全すべく、環境に配慮した持続性の高い農業の推進について農業者及び地域住民が幅広く参画し、地域共同活動を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業を推進し、農村環境を保全するため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6 吉井地域

(1) 現況

本地域は、中央部に鐙川が流れ周辺には平地が広がり、豊かな田園地となっている。

特産品のなす・きゅうり・畜産、山間部では、しいたけなど多様な農業が営まれており、環境に配慮した持続性の高い農業の推進を行なっている。

地元農家が運営する物産センターは、農産物、加工品の販売施設として意欲的な農

家を育ててきたが、高齢化に伴う出荷量の確保と市民との交流の充実が課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進し、地域による農業の生産活動を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	促進計画区域全域	法第3条第3項第1、3号に掲げる事業
	上田下落合集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	島山相吉集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	広町中川原集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	中郷集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	中尾集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	相間集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	蘭津集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	関沢集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	小高集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	山田集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	共栄集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	上村下村集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	本丸石津集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	元村集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	上ノ久保集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	西榛集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	矢陸集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	堀ノ沢集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	木ノ下榎ノ木集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	内ノ沢集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	小倉熊久保集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	亀沢集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	陣田集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	駒寄集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業

	中善地集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	蟹沢集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	松之沢集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	東松原集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	北松原集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	向原集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	銭神大和田・糠塚集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	藤田・打越集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	下室田駒寄集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	大和田向集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	西ノ入集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	申田集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	助沢集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	関集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	大笹集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	大谷集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	須ヶ沢集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業については、県の基本方針に定める推進組織へ参画し実施していくものとする。また、法3条第3項第2号、第3号に掲げる事業についても、関係者間で情報共有し効果的な推進ができるように、推進組織を活用できるものとする。

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア)特定農山村法の指定地域

吉井地域内の旧岩平村

(イ)過疎法の指定地域

倉渕全域

(ウ)群馬県中山間地域等直接支払交付金特認基準により知事が指定する自然的、経済的、社会的条件が不利な地域

箕郷地域内の旧箕輪町、旧車郷村、旧相馬村

榛名地域内の旧室田町、旧里見村、旧久留馬村

吉井地域内の旧多胡村

イ 対象農用地

(ア)急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ)自然条件により小区画・不整形な田

(ウ)市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地（特定農山村法及び過疎法の指定地域のみ）

傾斜度が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である緩傾斜農用地

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地（棚田地域振興法のように該当する地域は除く。）

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(エ)群馬県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

注1 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。